

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月1日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただきました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（杉山広充君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより、討論を省略いたします。

これから、諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案による候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による候補者を適任と認めることに決定いたしました。



◎日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(杉山広充君) 日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより、討論を省略いたします。

これから、諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案による候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による候補者を適任と認めることに決定いたしました。



◎日程第3 議案第35号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第3、議案第35号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 森林環境税の納税義務者は3,000人と見込まれ、税込額が300万になるということですけれども、負担額が、復興税の1,000円の課税が令和5年で終わるということで、負担増はないとの説明でしたが、実質的には増税に値するものではないか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） お答えします。

森林環境税は令和6年度から徴収されることとなっております。平成26年から徴収されております復興特別税が令和5年で徴収が終了しますので、個人住民税の額で比較すると増減はないと説明したものです。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町民税に上乘せして徴収されている復興税は、もともと今年度いっぱい廃止されることになっているもので、新たな科目が導入されていなければ、町民の負担がその分軽減されるはずだったと思いますけれども、それが減らないということは、明らかに負担増と言わざるを得ないではないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） 繰り返しとなり恐縮ですが、あくまで個人住民税の額で比較をいたしますと、増減はないと述べたものであります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 物価上昇を差し引いた実質賃金は13か月連続でマイナスとなっており、老齢年金マクロ経済スライドで連続的に実質減額になっています。少しでも町民負担を減らすことが、今切実に求められているのではないのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 当然、国民というのは、いろんな均等割の中で税金を納めながらやっていかなきゃならんのが我が国の姿だと思っています。この森林環境税に関しましては、やはり地球環境、そういった意味の中において、カーボンニュートラル、そういったことにおいて国は設定してこうしたものを決めてきた、そんなふうには考えておりますので、税金で賄いながらやっていくのが、国なんですけど、そういった意味で、この森林環境税に関しては、今の形態の中でやっていかなきゃならん税金だと私は思っています。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定により発言を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第35号、川根本町税条例の一部を改正する条例案に

対して、反対の立場から討論いたします。

この条例案は、町税条例に対して、かなり多岐にわたる改正を行おうとするものです。全協等での説明によると、実質的な改正点は、森林環境税を新たに課するという点と、軽自動車税の中に特定小型原動機付自転車という新たな区分を設けて、いわゆる電動キックボードを軽自動車の中に位置づけるものとともに、その規格や課税額等を定めるという2つの点に集約されると考えています。

このうち2点目については、特に反対するには当たらないものと考えますが、最初の点については残念ながら賛成するわけにはいきません。説明によれば、実際課税額については復興住民税の上乗せが同時に終了するので、差し引きで増税にはならないとのことですが、幾ら森林環境の保全に充当することを主な目的とする税金だとしても、これが新たに課税されることによって、本来なら税負担が終わるはずのものが名前を変えて維持されるのは、負担増の継続としか思えません。異常ともいべき物価高騰が町民の暮らしを直撃し、大半の町民が極めて切り詰めた暮らしを余儀なくされています。幾ら税負担は変わらないとしても、終わるはずの税負担が続くのは、多くの町民の納得を得られるとは思えません。

とはいえ、私たちの町は、町の面積の95%を占める森林を健全な状態に保ったり、それを担う人々が安心してこの地域に定住できるようにするための事業に必要な財源を確保することに反対するものではありません。それどころか、地方交付税の中にそのための枠を設けるだけでなく、事業の実施に必要で十分な規模にすることをかねてから求めてきたところですが、ただし、そのために必要な財源は新たな科目の導入などではなく、交付税率の見直しや無駄な箱物づくりなどを推進するための仕組みを改めることによって確保するように提案してきました。実際、その方法を取って創設することが発足からの約束だったはずですが。

結果的に、国は新たな国民負担増によって財源の確保を図る形にすることを押し通していましたが、例えどのような名目にせよ、新たな税負担を課すなどというのは、町民生活の実態等を全く無視したものと云わざるを得ないと思います。幾ら地方税法の改正を受けての条例改正であっても、町民に選ばれた議会は、こういうときだからこそ国の負担増から防波堤となって、町民を守る行政を後押しする議会としても、こうした案には賛成することができないという姿勢を示していただけることを期待して、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 私は、この議案に賛成の立場で討論いたします。

このたびの森林環境税は国税で、課税額は一人1,000円、主に市町が道路沿いの危険木の伐採や木材利用、森林従事者の育成などに使われていています。御存じのように、森林保全が必要な市町や都道府県に、森林環境譲与税の形で再配分する仕組みとなっています。配分先の市町村では、山林所有者に代わって間伐を行ったり、林業の担い手を育成したりする事業に活用されるため、我が町においても大切な税金と考えます。また、地球の環境の変動に

今後柔軟に対応するためにも必要な税金と考えるので、本議案について賛成討論といたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第35号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第36号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第36号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 国保税の24条の2の第2項は、実質的な変更はあるのか、表現を改める理由は何かを教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） 今回の改正ですけれども、特例対象被保険者が届出の際に提示いたします雇用保険受給資格通知について明記したものであります。国が示した国民健康保険条例、参考例、第27条の3の規定に合わせ、表現を改めるものです。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第37号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第37号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町内に対象となる事業所はないとのことでしたが、開設を検討しているといったような例はありませんか。改正が必要となった具体的理由はどのようなもので、改正によって具体的に何がどう変わるのかを教えてください。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、検討している事例はないかということですが、現時点においては確認しておりません。

また、具体的な理由、具体的な内容ということでお答えをいたします。

省令等に基づき、国が設備等の基準を定めており、その基準が改正されたことに伴い改正するものとなります。基準の改正理由としては、令和4年9月に牧之原市で発生をいたしました園児の置き去り事案が考えられます。具体的な改正内容といたしましては、まず、安全計画の策定、周知及び研修の実施に関する規定の追加、そして自動車を運行する場合、乗車及び降車の際の利用者の所在の確認が主なものとなります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第38号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第38号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 放課後児童クラブと同じとの説明でしたが、計画は策定されていると思うのですが、策定された計画の届出は公表されますか、伺います。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、お答えをさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の実施に係る防災マニュアルにつきましては策定済みであります。今回追加されます安全計画と業務継続計画のうち、業務継続計画については現在策定中で、安全計画については令和6年3月末までに策定する予定となっております。策定された計画の届出、公表の予定はございません。

以上です。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第7、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 具体的にはどのような施設を示すのか、さゆり幼稚園は今は休園中ですけれども、再開したら対象になるのか伺います。

虐待とか体罰というところが削除されていますが、それでもいいのでしょうか。

電磁的記録はデジタル化に関連する各種法律に対応するのでしょうか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、お答えをいたします。

具体的にどんな施設かという質疑です。町が確認をいたしました認定こども園や幼稚園、保育所が対象となります。さゆり幼稚園については、国から認可を受けた幼稚園でありますので、対象とはなりません。

次に、虐待、体罰の削除に係る質問にお答えをいたします。

今回の改正は、民法の改正により、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い削除するものでございます。懲戒権に関する規定の見直しのポイントは、子の看護及び教育における親権者の行為規範として、子の人格の尊重等の義務及び体罰などの子供の心身の健全

な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を明記したものでございます。

次に、電磁的記録についての御質疑です。

電磁的記録とは、人の知覚では認識できない電子式、磁気式、光学式などの方法で記録された、コンピューターで処理される記録を示すものでございます。今回の改正は、事業者が事業を実施する際に作成する記録保存等について、電磁的記録による対応を認める基準を追加するものであり、各種法律に対応するものではありません。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第40号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第40号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 変更の原因が、残土捨場が近くに確保できたということでしたが、最初の探策、また内容は妥当だったのでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 今回の件につきましては、当初計画におきまして、町内で受入れ可能な土捨場の中で、工事箇所より最短の場所を選定したものであり、妥当なもので

あります。しかし、契約締結後におきまして、急遽受入れ対象箇所の業者さんのほうから、受入れができない旨の連絡を受けたために、新たに設置場所を検討する必要が発生したことによって、今回現場近くに確保ができたことからの変更になるものでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第41号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

て

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第41号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第42号 令和5年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)

○議長(杉山広充君) 日程第10、議案第42号、令和5年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6便に減らされて支障はない、苦情はないということでしたが、代行バスのもっと詳しい積算根拠が示されていないのではないかと。また、大鐵の言いなりになっているのではないかと。島田市などに通学している高校生が部活動をしてくと最終バスに乗れず、親が家山まで迎えに行かなければならなく困っているということも聞いていますが、そのあたりはどう考えていますか。

臨時特別給付金の対象世帯、人数はどれだけですか。また、給付スケジュールはどうなっていますか。世帯単位での支給だと、単身世帯と複数世帯では不公平が生じないのでしょうか。

事項別明細書の冒頭での家賃借上料は、全協で副町長が4月から入居しているとの説明でしたが、4月、5月分の支払いは済んでいるのでしょうか。

沢などに堆積した土砂の排除は、出水期に間に合わないのではないのでしょうか。溢水などが発生したら責任問題にもなりかねないのではないのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長(杉山広充君) 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長(梶山正幸君) 代行バスの積算根拠についてお答えいたします。

バス運行費としましては、バス2台分の経費2,152万8,000円と車掌2名、それから、駅員3名分の費用920万円を足した合計3,072万8,000円となります。それに消費税をかけて、運行費用としましては3,380万800円となります。ここから運賃収入見込額1月、約209万7,000円を1か月分の見込みとしまして、3か月で629万1,000円となってございます。その運賃を

差し引いた金額2,750万9,800円となります。

また、代行バスの運行便数を9便から6便に変更するに当たりましては、鉄道等の利用状況、また代行バスの利用状況を踏まえた中での6便に決定したものでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、特別給付金に係る質疑にお答えをさせていただきます。

今回の給付対象は世帯単位であり、850世帯を見込んでおります。人数については把握しておりません。まずは確認書の受付を行い、7月下旬から支給できるように準備を進めます。これまでの給付金と同様に、住民税均等割非課税世帯に対しての給付でありますので、不公平は生じないものと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 総務管理費、官舎借り上げの御質疑にお答えします。

支払いの関係ですが、既に支払いを済ませております。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 沢の堆砂した土砂の件につきまして説明いたします。

河道に堆積した土砂の移動は済ませております。今回の補正予算では、その際に移動させた土砂の処分費等をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今日は6月9日で、答弁のとおりだとすると、議会の議決を経ずに公金を支出したということになります。地方自治法や地方財政法などの中に、どのような規定に基づいてそのような処理を行ったのか伺います。予算を取っていないのに、どこのお金をそのように使ったのか、それを使い、決裁をしたのはどなたでしょうか。

以上です。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、今回の措置としましては、借上料が必要となった要因発生が3月下旬でありまして、当初予算では対応ができなかったこと、また、執行に当たりましては、議決された予算の中での対応が可能であったことから、今回の直近の定例会である6月定例会での補正予算をお願いするものであります。

支出につきましては、町の財務規則に従いまして決裁を受けております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 議会の承認を得ないで支出するというのは、地方自治法に違反するものではないのでしょうか。地方自治の大原則である二元代表制の趣旨を真っ向から踏みにじ

るような行財政の運営であり、一旦撤回をし、少なくとも今月までの3か月分を減額した上で提出し直すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、緊急等の要因によりまして、予算措置がされていない事業を実施しなければならない場合が当然あります。その際、予備費の充当、また臨時議会を開催しての補正予算の議決など、幾つかの方法がございます。まず、今回の場合におきましては、危機管理の観点からも早期に対応する必要があったこと、繰り返しになりますが、議決されました当初予算の中で対応が可能であったということから、この直近の6月定例会で補正予算をお願いするものであります。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定により、発言を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっております議案第42号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）案に対して、反対の立場から討論いたします。

本案については、昨年9月の台風15号による大雨災害の復旧事業関係や低所得世帯への支給金の支給等、町民の暮らしを守る上で重要な事業のための経費が少なからず盛り込まれており、これらについて反対するものではないことは言うまでもありません。

しかしながら、本予算案に見逃すことのできない重大な問題が含まれています。それは、事項別明細書、歳出の冒頭に記されている60万円の家屋借上料です。説明によれば、特別職の官舎にするために、民間の賃貸住宅を借り上げるための経費で、1か月5万円の家賃をこの4月から来年3月までの12か月間借り上げるもので、先ほどの答弁でも4月分、5月分は既に支払い済みとのことでした。これは行政と議会による二元代表制の下、町の予算執行は、議会での議決を経た上でなければ許されないとの大原則を完全に無視するものと言わざるを得ません。

周知のとおり地方自治法は、緊急性があるなど議会の議決を待つことができないような場合のため、専決処分という特例も認めています。しかし、本件においては、こうした手続すら取ることなく、町長は単なる通常補正予算案として議会に提案しています。しかも、これが県から派遣されている、町長に次ぐ幹部という重要な位置につかれている秋元副町長が寝

泊まりするものだということですから、なおさら重大だといわなければなりません。

ただ、今触れた箇所以外のところで、どれほど町民にとって必要な事業の経費が含まれていても、地方自治の原則を踏みにじる町当局の姿勢に目をつむることは、議会全体が権威、権限を自ら投げ捨てたものにならざるを得ません。これでは、今後の町政運営を誰がどのようにしてチェックし、行政が暴走しそうになったりしたとき歯止めをかけるのか、全く見通しが立たなくなってしまう。こうした問題は、一見ささいな問題のように見える今回のようなケースでこそ厳しくチェックすることが、町、地域、町民にとって重大な不利益が生じるのを未然に防ぐただ一つの方法だと私は考えるものです。

議会の権威と地方自治の原則、そして何よりも町、地域、町民の基本的な利益が損なわれないようにすることを目指しておられる同僚議員の皆さんにも、ぜひ私の考え方に賛同していただけますよう期待を申し上げ、本案への私の反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 私は、議案第42号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論いたします。

今、大竹議員の反対討論の中で、議会の議決を得ないで4月、5月分の賃貸料が支出されたということですが、山田課長の、総務課長の説明の中にも緊急性、そういうものがあつた場合は、予備費の流用とか節内の流用というのは認められているということ、まず第一に申し上げたいというふうに思います。

今回の補正であります。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を財源とした住民税非課税世帯への特別給付金や、住民の足となる大井川鐵道代行バスの運行補助は、住民の足に、住民の生活に直結する予算であります。また、台風15号による被災箇所の復旧工事は、一日も早く行わなきゃならない事業であり、緊急かつ必要不可欠な事業と考えます。特別職の官舎の借り上げについても、町が進めている災害に強いまちづくりのために、庁舎近くに居住し緊急時に即時に対応していただくために必要な予算と考えます。

以上の理由により、私は議案第42号、一般会計補正予算（第3号）に賛成いたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 4 3 号 令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第43号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 遠隔診療は利用希望者が多かったということで、医師の負担が増えているかどうか伺います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の補正につきましては、糖尿病内分泌内科の遠隔診療を月1回から月2回に変更することに対する経費の増額となります。これまでは1回の受診者が多く、負担が大きかったと思いますが、調整いただいた結果、月2回とすることで、そうした負担も軽減できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 2 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（杉山広充君） 日程第12、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条の規定により、町議会議員からは4人を選出することとされています。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち、2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになります。会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。有効投票のうち、候補者の投票数までを報告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、中原緑君、1番、佐々木直也君を指名いたします。

候補者氏名表は、お手元に配付のとおりです。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○議長（杉山広充君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（杉山広充君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。では、お願いいたします。

（投票）

○議長（杉山広充君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

引き続き、開票を行います。

1 番、佐々木直也君、及び11番、中原緑君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（杉山広充君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、谷正君、5票。山田厚司君、6票。吉川清里君、1票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、6月21日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時53分